

担当課名	クリーンセンター
案件名	2号焼却炉耐火修繕
案件の概要	2号焼却炉の耐火修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和5年11月30日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	6,765,000円（うち消費税615,000円）
契約期間	契約を行った日～令和6年3月29日
随意契約とした理由	<p>本業務は、2号焼却炉の耐火物の修繕を実施するものである。燃焼室で可燃ごみを900℃以上で燃焼しており常に高温ガスに晒されるため、定期的に耐火物の修繕を実施することが必要である。現焼却炉は令和10年度に予定する新施設への更新に向けて、修繕、機器更新が効果的かつ効率的な投資となるよう令和3年度から集中的に取り組みを進めているところであるが、燃焼室内の耐火物が損傷や膨出が確認され、安定した焼却運転が出来ない状態であるため早急に修繕を実施するものである。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却施設の運営を行いながら、安全性の確保もしながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量の推移も踏まえ、厳密なスケジュール調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>